

退職組合員資格規程細則

この細則は、定款および退職組合員資格規程（以下、規程という）に基づき、退職組合員資格の取り扱いならびに諸事項について定める。

第1条 退職後も引き続き組合員になろうとする者は、この組合に定める「加入承認申請書」により申込をする。

2 組合員でない者が退職後に組合員になろうとする場合も、前項に定める「加入承認申請書」により申込をする。

3 この組合は、2 項の申請を承認したときは、申請をした者にこの組合が発行する「組合員証」を送付し通知するものとする。

第2条 出資は、下記の各号の方法とする。

(1) 前条第1 項の場合は、退職時の出資金の内 1,500 円をこの組合に出資する。

(2) 前条第2 項の場合は、1,500 円をこの組合の指定する請求方法で支払いをする。

第3条 組合員証（DC/VISA 機能付・DC/VISA 機能無、デジタル組合員証）は、下記の各号とし、組合員番号は退職時の番号を継続する。

(1) 第1 条第1 項により加入を承認した組合員の組合員証は、退職時のものを継続する。ただし、組合員証を希望しない者は、この組合に返却するものとする。

(2) 第2 条第1 項により加入を承認した組合員の組合員証は、加入承認後に交付する。

ただし、加入を承認した者がデジタル組合員証を登録した場合はこの限りではない。

第4条 組合員の利用できる事業は、下記の各号とする

(1) 組合が指定する、カタログ・チラシ（Web ショッピングを含む）および都度案内する物販事業。

(2) 明治安田生命保険相互会社、アメリカンファミリー生命保険相互会社、東京海上日動火災保険株式会社および団体保険のうち、退職後継続可能な各種保険。

ただし、この組合が取り扱っている保険に限定する。

(3) この組合が利用を認めた指定店利用、セレモニー・住宅および組合員証提示による特約店・提携店利用。

(4) この組合が取り扱っているガソリンカード利用。

(5) その他、理事会で議決しその都度案内する事業。

- 第5条 前条(1)号ならびに(2)号は、この組合が指定する利用代金請求方法で支払うこととする。
- 2 前条(3)号の利用代金は、指定店についてはこの組合が指定する利用代金請求方法で支払うこととし、特約店および提携店については組合員が直接支払うものとする。
 - 3 前条(4)号に規定するガソリンカード利用代金は、この組合が指定する利用代金請求方法で支払うこととする。
 - 4 前条(5)号の支払方法については、その都度決定し案内する。
 - 5 本条第1項ならびに第2項の指定店利用、第3項の支払いについては、**口座振替とする**。なお、**提出された依頼書の登録手続き完了までは**、指定の振込用紙にて支払うものとする。
- 第6条 本規程第5条の脱退の場合は、出資金払戻請求書をこの組合に提出するとともに、組合員証ならびに第4条第4号に規定するカードをこの組合に返却するものとする。
- 第7条 本規程第5条(2)号自由脱退は、事業年度の末日（3月31日）の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退とする。
- 第8条 組合員の住所等の現況確認は、1年に1回この組合からの通知により行うものとする。
- 第9条 本細則第6条の「出資金払戻請求書」第8条の「現況確認用の用紙」は、**1年に1回この組合からの通知を送付する際に同封するものとする**。
- 第10条 この細則の改廃は、理事会において3分の2以上の多数により行う。

附 則

この細則は、2002年 3月 1日より実施する。

2008年 6月 1日 一部改正

2018年 4月26日 一部改正

2024年 2月22日 一部改正

(2024年 2月21日理事会決議)